

学校いじめ防止基本の方針

桐生市立西小学校
平成26年3月策定
(平成29年4月改訂)
(平成30年4月改訂)

1 いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え方

【いじめの未然防止について】

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを進めていくことで、いじめ未然防止につながると考えます。

【いじめの早期発見について】

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われる場合もあります。けんかやふざけ合いであっても、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。また、児童が相談しやすい雰囲気や環境を作っていくことで、いじめの早期発見につながると考えます。

【いじめの早期解消について】

いじめがあることが発見された場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切に指導する等の対応を組織的に行うこと、また、家庭への連絡や必要に応じた関係機関との連携を行うことで、さらに、その後、被害者やその家族に寄り添った対応を行うことでいじめの解消につながると考えます。

2 いじめ防止等のための組織

(1) 組織の構成員等（いじめ防止対策委員会）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談担当、養護教諭、
教育相談員、スクールカウンセラー

(2) 活動の概要

- ・ 毎月の生活チェックシートによる児童理解と職員の共通理解。
- ・ 生徒指導委員会における共通理解。
- ・ アンケート結果を基にした学級活動の実施。
- ・ 児童会（運営委員会）組織を中心としたいじめ防止活動。
(いじめ防止ポスター作成、挨拶運動、いじめ防止集会、スローガン作成)

3 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・ 学校の実態に応じた「いじめ防止活動計画」を作成し、年間を通して長期的、総合的にいじめ防止等のための取組を行います。
- ・ 児童がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、自ら活動できる集団づくりに努めます。
- ・ いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要な場合があるため、児童に対し、傍観者にならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させます。
- ・ 日々の授業や道徳教育を充実させることで、児童の充実感・達成感や「豊かな心」の育成につなげ、児童が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを進めます。

- ・学校として特に配慮を要する児童については、日常的に該当児童の特性や背景を踏まえた適切な支援を行います。
- ・発達障害を含む、障害のある児童、外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、被災児童などには、日常的にその児童の特性を踏まえた適切な支援を行います。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・教職員は普段からカウンセリングマインドで児童と接するなど、相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。
- ・いじめを早期に発見するために、児童の変化に気付いたり、気付いた情報を確実に共有したりする方法などについて考え、実践します。
- ・普段から児童の生活を把握するためのアンケートや定期的な個人面談等を実施します。
- ・スクールカウンセラーや教育相談員等と連携を図り、相談しやすい環境を整えます。

(3) いじめの解消のための取組

- ・いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的に対応し担任等が一人で抱え込むことのないようにします。
- ・措置を行う際には、一方的、一面的な解釈で対応しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行うことなどについて配慮します。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育的活動を行います。
- ・謝罪をもって安易に解消とせず、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3ヶ月間)継続し、被害者がいじめの行為による心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できた場合に解消します。

(4) 重大事態発生時の対応

- ・本校のマニュアルに従い教育委員会に一報を入れるとともに、「いじめ防止対策委員会」を中心とした校内組織で迅速かつ適切に対応します。

4 関係機関との連携

実態に応じて、教育委員会、警察、児童相談所、医師、地域団体等と連携を図り、いじめ防止等のための取組を行います。

5 保護者との連携

学校は、いじめが発見された時だけでなく、平素より定期的に保護者と連携を図り、いじめ防止等のための取組を行います。

学校は、学校の取組や様子を保護者に知ってもらえるよう、ホームページや学校・学年・学級通信を活用して情報発信を行います。

6 評価の実施

学校は、第三者(学校評議員等)、専門家等の意見を聞きながら、客観的にいじめ防止等のための取組に対する評価を行い、随時、改善に努めます。